



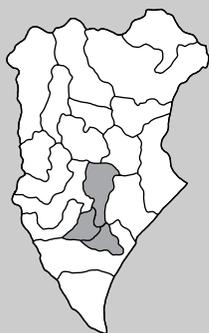
▲ 第9回十勝中央合併協議会(更別村社会福祉センター)

**施設使用料については、原則として現行のとおりとする。  
手数料については、合併時に統一する。**

第9回十勝中央合併協議会が、8月27日、更別村社会福祉センターで開催されました。この日は、前回提案された「使用料・手数料等の取扱い」の協議が行われ、提案のとおり「施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。」「手数料については、合併時に統一する。」等の調整方針が決定されました。

## もくじ

決定した協議項目	2～3
使用料・手数料等	
提案・説明された協議項目	4～12
介護保険事業	
下水道関係事業	
建設関係事業	
調整結果報告	13
地方税の納期	
国民健康保険税の納期	
小委員会報告	14
合併協定項目一覧	14



第10号 2004.9.10発行



# 十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール[tokachichuo-gappei@north.hokkai.net](mailto:tokachichuo-gappei@north.hokkai.net)

# 第9回協議会での協議

## 「使用料・手数料等の取扱い」を決定 「介護保険事業の取扱い」他2項目を提案

第9回十勝中央合併協議会では、地域自治組織等小委員会の報告、調整結果の報告のあと、協議項目の「使用料・手数料等の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。

また、次回に協議する項目として、「介護保険事業の取扱い」「建設関係事業の取扱い」「下水道関係事業の取扱い」の提案と説明が行われました。

### 決定した協議項目

協議項目 16	使用料・手数料等の取扱い
1	<p>使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時まで再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時まで調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p>
2	<p>手数料については、合併時に統一する</p>

### ◆質疑応答の要旨◆

**西田委員(更別村)**～更別のパークゴルフ場だけが有料であるが、パークゴルフ場の有料、無料について、どのように考えているかお聞きしたい。

**事務局**～パークゴルフ場は3町村ともに設置されているが、幕別町、忠類村では、公園の有効活用として、更別村の有料パークゴルフ場は専用施設として設置されている。

有料、無料のどちらかに合わせることも検討したが、有料とする場合には住民の理解を得ることに相当の期間と理解を得る難しさが、有料を無料とする場合にも、合併協議の基本としている受益と負担の観点からも難しさがあると考えている。

本来、同様の施設は統一することが望ましいが、設置された経緯、設備内容や建設年度な

どに違いがあることから、新町において引き続き検討し、統一を図るよう調整するという提案とした。

**西田委員(更別村)**～立派かそうでないかは別であるが、更別村もどんぐり公園の中にある。

私が言いたいのは全部有料に、または無料にということではなく、新しい町の住民が平等にパークゴルフを楽しめるという趣旨に沿うために、新しい町で統一していただきたいということである。

**会長**～それぞれの町が、いろいろな事情で有料、無料の判断がされ、今日まできていると思う。

私の町にも発祥の地としてのパークゴルフ場があるが、いつまで無料にするのか、あるいは有料化すべきでないという声も当然あり、いろいろな意見の中から一定の方向を見出し

ていかなければならない中で、しかも3町村で、さらに統一していくということになると、またいろいろな課題や問題もあるのだろうと思っている。

お話しのように、新しい町をつくるのだから、同じ便宜を住民に図ることが一番望ましいことは、我々も承知はしているが、この協議会の場で一本化についてまとめることは難しいものがあり、今までの経緯や今後のパークゴルフのあり方を考えると、住民の皆さんの意見も聞いた中で対応していくことが大事ではないかと考えている。

**西田委員(更別村)**～それは、更別の村民は従来どおり金を払って遊び、幕別と忠類の住民はただで自由に遊んでくださいということを担当続けられるというのか。それとも、新しい町ができた時点では、きちんと無料か有料か統一すると。新町から何年も経ってではだめであり、新町ができるまでに決断するのか、どちらなのか。

**安村副会長**～合併協議の基本は、3町村のいろいろな事情による違いや差を調整するのが協議の場所だと認識している。

それぞれに事情があるため、一概にこちらに合わせるとは言いづらいが、行政改革の一環として2つのパークゴルフ場を有料化した。更別村が進んでいるとは言わないが、仮に行政改革をしている、先行しているところが不利になり、そうでないところが有利になるということでは、全般の部分で理解は得られないと思う。

3町村が協議に入る原則の一つに、財政の健全化について話し、理解をいただいた。合併協議では行政サービスは高く、住民負担は安いところに合わせることが一般的な鉄則で、そうでないと、なかなか協議が成立しないということであり、原則的なことからしてもそういうことが言えるのではないかと。

更別村の委員から提案があったが、意見統一しておらず、返答はできかねる。

今後、体育スポーツ等施設の有料化も進めようと思っている。そのような諸々の食い違いが出て、更別の住民にどう説明をしたらいいのか、非常に懸念される。

もう少し慎重に、時間が得られるものであれば検討をしていただきたい。

**西田委員(更別村)**～パークゴルフという親しまれているスポーツに有料、無料の違いがあることは、住民感情として許されないと考える。更別の村民が少し良いゴルフ場だから金をとるといっただけで済まされる問題ではない。

思い付きだが、3町村の1カ所ずつ一番良いパークゴルフ場を有料化し、大きなイベントはそこでだけというシステムを作るという方法もあるかも知れない。

パークゴルフ場の問題は住民も非常に興味を持っており、有料か無料かどちらかに統一をするという、結論を出していただきたい。

**会長**～当面は現行どおりとしながらも、同一の施設については将来的に統一していくことが望ましいという調整方針である。

いまはパークゴルフに限っての話だったが、パークゴルフだけについて合併時までには有料か無料かを決めるのではなく、全体的な使用料のほかに、体育施設や文化施設、各種公共施設使用料の見直し、改正を進めなければならないと思っている。

パークゴルフ場の有料化については、私の町でも検討をしており、なお、鋭意取り組みを進めたいと思っている。

**西田委員(更別村)**～財政面から言えば有料化、半面、住民サービスということなら無料という問題が起きてくるが、類似する施設の使用料については統一するという見解を出しているのか。新しい町ができるまでに、統一見解を出していただきたい。

### 3 町村の町村営パークゴルフ場の状況 (参考)

	コース名	ホール	使用料	コース名	ホール	使用料(※団体は30名以上)		
						区分	小中学生	高校生以上
幕別町	つつじコース	18	無料	どんぐり公園プラムカントリー東コース	27	個人(1日)	100	300
	サーモンコース	18				団体(1日)	50	200
	さくらコース	18		どんぐり公園プラムカントリー西コース	27	シーズン券		7,000
	新田の森コース	18				個人(1日)	100	200
	エルムコース	18		さらべつカントリーパークパークゴルフ場	18		団体(1日)	50
	ちろっとの森・東コース	18				シーズン券		4,800
	ちろっとの森・西コース	18		更別運動広場かしわコース	18	無 料		
	はらっぱ36コース	36				上更別運動広場すずらんコース	9	無 料
	俳句村コース	18		ナウマン公園パークゴルフ場チャンピオンコース	18			無 料
	牧水の森コース	18				ナウマン公園パークゴルフ場ファミリーコース	18	無 料
	糠内やまびこコース	36						

## 提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目 22-8	介護保険事業の取扱い
1	介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2	第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。
3	介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。
4	介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。
5	居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。

## 解説

◎**介護保険制度の概要**⇒介護保険制度は、次のような仕組みで運営されています。

※**制度の運営主体**～市町村が保険者として制度を運営します。

※**制度の加入者**～40歳以上の方が被保険者となり、年齢により次の2種類に分けられます。

- ・第1号被保険者→65歳以上の方
- ・第2号被保険者→40歳以上65歳未満で

医療保険に加入している方

※**サービスを受けられる方**～日常生活において常に介護を要する寝たきりの状態など(要介護状態)や、食事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった方です。本人の心身の状態により、要介護状態等が6つの区分で設定されています。

※**利用できるサービス**～介護保険で利用できるサービスには、在宅サービスと施設サービスがあります。

・在宅サービス(要介護者、要支援者が利用できます。)

訪問によるサービス	・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
通所して受けるサービス	・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護(ショートステイサービス) ・短期入所療養介護
その他の在宅サービス	・痴呆対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護 ・福祉用具貸与 ・福祉用具購入 ・住宅改修 ・居宅介護支援 ・市町村特別給付

・施設サービス(要介護者が利用できます。)

生活介護が中心に行われる施設	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護・リハビリが中心に行われる施設	・介護老人保健施設
医療が中心に行われる施設	・介護療養型医療施設

※**サービスの利用料**～介護保険サービスを利用したときは、かかった費用の1割が自己負担になります。また、施設に入所した場合は、費用の1割のほかに食事代なども負担になります。サービスの利用は、無制限ではなく要介護度に応じた上限額が設定されています。上限額の範囲内であれば1割の負担で利用できますが、超えた場合は超えた分

が全額自己負担となります。

※**負担が高額になったとき**～1カ月あたりの自己負担分が一定の限度額を超えた場合には、高額介護サービス費として超えた分が払い戻され、低所得者の方には、その限度額が減額され負担が重くなりすぎないように仕組みになっています。

◎**介護保険事業計画**⇒3町村ともに、平成15年度から平成19年度を計画期間として策定しています。〈平成18年度からの次期計画を新町

において策定します。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用します。〉

◎第1号被保険者の介護保険料⇒3町村の現行の保険料率や納期などは次のとおりとなっています。40歳以上の方が介護保険の被保険者となり、第1号被保険者は65歳以上の方をいいます。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
基準月額(平成15～17年度)		2,950円	3,550円	2,934円	第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一します。
所得率(年額)	第1段階(基準月額×0.5×12月)	17,700円	21,300円	17,600円	
	第2段階(基準月額×0.75×12月)	26,500円	31,900円	26,400円	
	第3段階(基準月額×1.0×12月)	35,400円	42,600円	35,200円	
	第4段階(基準月額×1.25×12月)	44,200円	53,200円	44,000円	
	第5段階(基準月額×1.5×12月)	53,100円	63,900円	52,800円	
納普通徴収	第1期	6/16～6/30	7/11～7/31	介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合します。	
	第2期	8/16～8/31	9/11～9/30		
	第3期	10/16～10/31	11/11～11/30		
	第4期	12/1～12/25	1/11～1/31		

◎介護保険料減免制度⇒忠類村で、65歳以上の高齢者のみの世帯の被保険者で、収入が世帯員数に応じて一定額以下で、かつ資産を活用しても生活に困窮している方を対象に、老齢年金受給者等は3分の2、市町村民税非課税世帯は2分の1の保険料を減免しています。〈事業のあり方について合併時まで調整します。〉

- ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業～3町村ともに実施
- ・社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業～幕別町、忠類村で実施
- ・離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業～忠類村で実施

◎介護保険利用者負担軽減制度の1⇒国の制度として、3町村で次のとおり実施しています。国を全て実施している、〈忠類村の例により合併時に統合します。〉

◎介護保険利用者負担軽減制度の2⇒町村独自の制度として、3町村で次のとおり実施しています。

	幕別町	更別村	忠類村
事業名	訪問介護利用者に対する軽減措置事業	介護保険サービス利用者負担額軽減事業	介護支援助成事業
対象サービス	訪問介護サービス	訪問介護サービス 訪問入浴・通所介護サービス	居宅サービス 施設サービス
対象者	生計中心者の所得税非課税世帯で介護保険法施行後の利用者	村民税非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)	65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯の収入が次に掲げる額以下の世帯(生活保護受給世帯を除く) ①単身世帯 65万円 ②2人世帯 110万円 ③3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額
軽減額・助成額	軽減額 利用者負担の10分の4	助成額 ①訪問介護サービス 利用者負担の10分の7以内 ②訪問入浴介護・通所介護サービス ア. 利用者の資産等が372万円以上の者～利用者負担の10分の5以内 イ. 利用者の資産等が372万円以下の者～利用者負担の10分の7以内	助成額 ①介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等) ア. 居宅サービス利用者負担の全額 イ. 施設サービス利用者負担の2分の1 ②介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯) ア. 居宅サービス利用者負担の2分の1 イ. 施設サービス利用者負担の3分の1

〈合併時に再編します〉

◎居宅介護支援事業所⇒幕別町が、町全域を事業地域に居宅介護支援事業所を運営しています。更別村は、社会福祉協議会が事業所の指定を受けて運営しています。忠類村は、村全域を事業地域に居宅介護支援事業所を設置していますが、利用者が民間事業者を引き継がれていることから、休止されています。〈合併時に再編します。〉

## ◆質疑応答の要旨◆

- 安村副会長**～介護保険居宅事業サービスの形態がまちまちだ。ケアプランの作成と思うが、本村は社会福祉協議会に委託している。合併時に再編ということで、こういう形だと、幕別の形に合わせざるを得ないと思うが、どんなイメージで合併時に再編するのか、具体的な例があれば、次回協議の参考にお聞きしたい。
- 保健福祉専門部会長**～居宅介護支援事業所だが、サービスを行う民間の上に立つものとして指導的役割を果たすのが町村居宅介護支援事業所と位置付けしており、サービスの調整を図ったり指導的役割を果たすために、新町において居宅介護支援事業所を設置することが必要と考えている。忠類村では現在、介護支援事業所を休止しているが、新町では、今の理由から、居宅介護支援事業所の設置が必要だと話し合われている。
- 事務局**～専門部会長からの話のとおりと思うが、事業所は拠点施設というイメージからいくと、今後どこが中心になるかということ専門部会で詰めなければならないが、機能分担することも一つの手法と思う。この調整方針が決定の場合は、専門部会で協議をしていただきたいと思っている。

<b>協議項目</b> 22-18	<b>下水道関係事業の取扱い</b>
-------------------	--------------------

- 1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。
  - (1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
  - (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。
  - (3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。
  - (4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。
  - (1) 分担金の額については、合併時に統一する。
  - (2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する
  - (3) 徴収については、合併時に再編する。
  - (4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 4 下水道使用料については、次の区分により調整する。
  - (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。
  - (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。
  - (3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。
  - (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。
  - (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
  - (2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。
  - (3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。
  - (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。
- 7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。
- 9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。

# 解 説

◎下水道事業⇒3町村で、次のとおり実施しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
事業名	幕別町公共下水道事業	更別村特定環境保全公共下水道事業	忠類地区農業集落排水事業
認可・目標年度	昭和50年度・平成27年度	平成9年度・平成29年度	平成6年度・平成12年度完了
汚水処理面積	・計画 257.0ha・認可 226.3ha ・整備済 179.9ha	・計画 121.0ha・認可 110.0ha ・整備済 87.6ha	・計画 123.9ha ・整備済 112.0ha
汚水処理人口	・計画 6,300人・認可 6,175人 ・整備済 4,784人	・計画 1,800人・認可 1,750人 ・整備済 1,728人	・計画 1,600人 ・整備済 1,240人
事業名	幕別町流域関連公共下水道事業	上更別地区農業集落排水事業	
認可・目標年度	昭和59年度・平成27年度	平成11年度・平成15年度完了	
汚水処理面積	・計画 761.0ha・認可 482.5ha ・整備済 432.2ha	・計画 11.4ha ・整備済 11.4ha	
汚水処理人口	・計画 18,600人・認可 18,160人 ・整備済 16,616人	・計画 200人 ・整備済 108人	

〈現行のとおりに新町に引き継ぎます。〉

◎下水道受益者負担金(分担金)⇒幕別町と更別村で次のとおり徴収しています。

	幕 別 町	更 別 村
対象事業	公共下水道事業、流域関連公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業
負担金・分担金額	負担金～土地の面積に1㎡当たり380円を乗じて得た額	分担金～公共枿1基又は建物1戸当たり70,000円
賦課	供用開始の年度に公告し翌年度に賦課	排水設備の接続があった年度の翌年度に賦課
徴収	納付方法	分割納付 5年(一括納付制度あり)
	納期	第1期 7/11～7/31 第2期 9/11～9/30 第3期 11/11～11/30 第4期 1/11～1/31 ・各納期の負担金の額は、各受益者の分担金の額を8で除して得た額
減免	①国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者 ②国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者 ③国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 ④公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ⑤事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 ⑥前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	①生活保護法により保護を受けている受益者 ②前記に掲げる場合のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた受益者

- 〈次の区分により調整します。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぎます。〉
- (1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおりに新町に引き継ぎます。
  - (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおりに新町に引き継ぎます。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一します。
  - (3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおりに新町に引き継ぎます。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編します。
  - (4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編します。〉

◎下水道使用料⇒3町村で次のように定められています。

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
使用料月額	一 般 用	※消費税抜き 10m <sup>3</sup> まで1,160円 10m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> につき117円	※消費税込み 10m <sup>3</sup> まで1,400円 10m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> につき140円	※消費税込み 8m <sup>3</sup> まで1,300円 8m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> につき140円
	公衆浴場・ 団 体	公衆浴場 ※消費税抜き 100m <sup>3</sup> まで2,912円 100m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> につき30円		団体用 ※消費税込み 20m <sup>3</sup> まで3,300円 20m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> につき140円
使用水量の認定	水道水使用	水道の使用水量		
	水道水以外 使 用	使用水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量とし、機器がないときは次の基準により認定		
	併 用	水道水使用と水道水以外使用の合算値		
賦 課	使用料は1月ごとに賦課 ①使用日数2分の1以下は、 使用水量を翌月又は前 月使用料に加算 ②使用日数2分の1を超え る場合は、1月の額	使用料は1月ごとに賦課 ①使用日数15日以下で使 用水量が基本水量の2 分の1以下は、基本料金 の2分の1の額 ②使用日数16日以上又は15 日以下でも使用水量が2 分の1以上は、1月の額	使用料は1月ごとに賦課 基本料金に満たない場合 ①使用日数10日以内は3 分の1の額 ②使用日数10日から20日 以内は3分の2の額 ③使用日数20日超は、1月 の額	
徴 収(納期)	使用水量を決定した日 の属する翌月末日	使用水量を決定した日 の属する翌月25日	使用水量を決定した日 の属する翌月21日	
減 免	公益上その他特別の事情があると認めるとき			

＜次の区分により調整します。

- (1)使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一します。
- (2)使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編します。
- (3)徴収については、幕別町の例により、合併時に統合します。
- (4)減免については、現行のとおり新町に引き継ぎます。)

◎下水道占用料⇒幕別町で、公共下水道の敷地 : き月額50円 ③水道管・ガス管等 1mにつ  
または排水施設を占有する者に対し、次のと : き月額5円 <幕別町の例により、合併時に統  
おり徴収しています。①通路・作業場等 1m<sup>2</sup> : 一します。)<  
につき月額50円 ②電柱・支柱等 1本につ :

◎下水道資金貸付制度⇒3町村で次のとおり実施しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
制 度 名	水洗便所改造等資金貸付制度	排水設備改造資金貸付制度	排水設備改造資金貸付制度
貸付対象	公共下水道の処理区域内で既 設住宅の便所を水洗式に改造 及び排水設備を設置する工事 で、処理区域になった日から 3年以内の工事を対象 ※下水道に関する他の条例 による補助金の交付を受け た工事は除く	公共下水道及び農業集落排水の 処理区域内で村の設置する公共 枴に接続するため、既設の便所を 水洗式に改造、又は排水設備を設 置する工事で、処理区域になった 日から3年以内の工事を対象 ※下水道に関する他の条例による 補助金の交付を受けた工事は除く	農業集落排水の処理区域内 で家屋の所有者、又は所有者 の同意を得た者で、処理 区域になった日から3年以 内の工事を対象 ※下水道に関する他の条例 による補助金の交付を受け た工事を含む
貸付限度額	1基につき50万円(1戸に つき2基まで貸付可能)	1基につき60万円(1戸に つき2基まで貸付可能)	1基につき50万円(1戸に つき2基まで貸付可能)
貸付金の 償 還	償還期間50カ月以内、無利子、1 万円の元金均等による月賦償還	償還期間60カ月以内、無利子、1 万円の元金均等による月賦償還	償還期間50カ月以内、無利子、 元金均等による月賦償還

＜更別村の例により、合併時に統合します。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぎます。)

◎下水道補助制度⇒3町村で次のとおり実施しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
制 度 名	水洗便所設置補助制度	排水設備改造資金補助制度	排水設備改造資金補助制度
補助対象	公共下水道の処理区域内で建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の便所を、水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 ※水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者	公共下水道及び農業集落排水の処理区域内で村の設置する公共枡に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 ※排水設備改造資金の融資を受けていない者	農業集落排水の処理区域内で家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 ※下記の特例の補助(1)のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者
補助金額	①改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)	供用開始の公示後、1戸につき ①1年未満 5万円 ②1年以上2年未満 4万円 ③2年以上3年未満 3万円	①通常の補助 1戸につき10万円以内 ②特例の補助(1) 1戸につき3万円以内 ③特例の補助(2) 1戸につき壁面線までの距離が30mを超える場合はその超えた分の工事費を全額補助

〈更別村の例により、合併時に統合します。〉

◎個別排水処理施設整備事業⇒3町村で、次のとおり実施しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
事 業 名	幕別地区個別排水処理施設整備事業	更別地区個別排水処理施設整備事業	忠類地区個別排水処理施設整備事業
区 域	公共下水道認可区域外	公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外	農業集落排水区域外
事 業 期 間	平成8年度～平成20年度	平成14年度～平成23年度	平成12年度～平成15年度
設 置 規 模	5人槽～50人槽	5人槽～20人槽	5人槽～10人槽
計 画・設 置 基 数	239基・172基(平成15年度末)	215基・98基(平成15年度末)	80基・69基(平成15年度末)
事 業 名	札内地区個別排水処理施設整備事業		
区 域	流域関連公共下水道認可区域外		
事 業 期 間	平成8年度～平成20年度		
設 置 規 模	5人槽～50人槽		
計 画・設 置 基 数	260基・156基(平成15年度末)		

〈現行のとおりに新町に引き継ぎます。〉

◎個別排水処理施設受益者分担金⇒幕別町と更別村で次のとおり徴収しています。

	幕 別 町	更 別 村	
分 担 金 の 額	5人槽	92,000円	110,000円
	6人槽	124,000円	120,000円
	7人槽	153,000円	140,000円
	8人槽	172,000円	150,000円
	10人槽	229,000円	180,000円
	11～20人槽	310,000円	260,000円
	21～30人槽	513,000円	
	31～40人槽	673,000円	
	41～50人槽	862,000円	

賦課	課	浄化槽を設置した年度に賦課	浄化槽を設置した翌年度に賦課
徴収	納付方法	一括納付(分割納付制度なし)	分割納付 5年(一括納付制度あり)
	納期	設置した翌月末日	第1期 7月11日～同月31日 第2期 9月11日～同月30日 第3期 11月11日～同月30日 第4期 1月11日～同月31日 ・各納期の額は、各受益者の分担金の額を20で除して得た額
減免	免	①生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ②事業のため、費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者 ③前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる家屋に係る受益者	①生活保護法により保護を受けている受益者 ②前号に掲げる場合のほか、その状況により特に減免する必要があると認めた受益者

〈次の区分により調整します。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぎます。〉

(1) 分担金の額については、次のとおり合併時に統一します。

人槽別	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～40人槽	41～50人槽
金額	92,000円	120,000円	140,000円	150,000円	180,000円	260,000円	513,000円	673,000円	862,000円

(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編します。

(3) 徴収については、次のとおり合併時に再編します。

①納付方法 分割納付 5年(一括納付制度あり) ②納期 第1期 6月16日～同月30日  
第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日

(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編します。〉

◎個別排水処理施設使用料⇒3町村で次のように定められています。

		幕別町	更別村	忠類村
使用料月額(消費税込み)	5人槽	2,600円	4,000円	2,560円
	6人槽	2,900円	4,300円	
	7人槽	3,200円	4,500円	2,560円
	8人槽	3,500円	5,000円	
	10人槽	4,200円	5,100円	2,560円
	11～20人槽	5,400円	6,000円	
	21～30人槽	7,700円		
	31～40人槽	10,300円		
41～50人槽	13,600円			
賦課	課	使用開始月から賦課 ①15日未満 月額の2分の1 ②15日以上 月額	使用開始の翌月から賦課	使用開始月から賦課 ①15日未満 月額の2分の1 ②15日以上 月額
徴収	収	納期 毎月30日	納期 毎月25日	納期 毎月月末
減免	免	公益上その他特別の理由があるとき		
			※浄化槽無償譲渡者に対し、平成18年度まで一部減免	※マンホールポンプ使用者に対し一部減免

〈次の区分により調整します。〉

(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一します。

(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合します。

(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合します。

(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎個別排水処理施設資金貸付制度⇒3町村で次のとおり実施しています。

	幕別町	更別村	忠類村
制度名	水洗便所改造等資金貸付制度	排水設備改造資金貸付制度	排水設備改造資金貸付制度
貸付対象	個別排水処理施設の処理区域内で既設住宅の便所を水洗式に改造及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない ※下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く	個別排水処理施設の処理区域内で村の設置する排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 ※下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く	個別排水処理施設の処理区域内で家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 ※下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む
貸付限度額	1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)	1基につき60万円(1戸につき2基まで貸付可能)	1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)
貸付金の償還	償還期間50カ月以内、無利子、1万円の元金均等による月賦償還	償還期間60カ月以内、無利子、1万円の元金均等による月賦償還	償還期間50カ月以内、無利子、元金均等による月賦償還

〈更別村の例により、合併時に統合します。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぎます。〉

◎個別排水処理施設補助制度⇒幕別町及び忠類村で次のように実施しています。

	幕別町	忠類村
制度名	水洗便所設置補助制度	排水設備改造資金補助制度
補助対象	個別排水処理施設の処理区域内で建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない。 ※水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者	個別排水処理施設の処理区域内で家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 ※下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者
補助金額	①改造する便器1基につき4万円(最高2基まで)	①通常の補助 1戸につき10万円以内 ②特例の補助 1戸につき3万円以内

〈次のとおり合併時に再編します。①補助対象 排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 ②補助金額 1戸につき5万円〉

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出動基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>	

# 解 説

◎**公的賃貸住宅等の供給計画**⇒幕別町で、住宅マスタープラン及び公共賃貸住宅再生マスタープランを、ともに平成21年度までを計画期間に策定しています。〈住宅マスタープランを新町において策定します。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用します。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定します。〉

◎**公営住宅敷金等**⇒3町村では次のとおりとなっています。

※**敷金等**～・幕別町→入居時における2カ月分の家賃相当額  
 ・更別村→連帯保証人のいないもののみ入居時における3カ月分の家賃相当額  
 ・忠類村→徴収なし

※**共益費**～・幕別町→①重ね(二階建て以上)の住宅団地1団地のみ定額で町が徴収(1戸当り400円/月)  
 ②他の重ねの住宅団地は自治会負担  
 ・更別村、忠類村→共用部分の光熱費等は村負担

※**管理人制度**～幕別町で、各住宅団地に1名管理人を任命し、共益費の集金、修繕すべき

箇所(報告、入居者との連絡事務)を行っています。

〈敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一します。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。〉

共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とします。

管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、平成18年3月31日をもって廃止します。〉

◎**緑の基本計画**⇒幕別町で、平成32年度までを計画期間に策定しています。〈新町において策定します。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用します。〉

◎**都市計画マスタープラン**⇒幕別町で、平成32年度までを計画期間に策定しています。〈現行のとおり新町に引継ぎます。〉

◎**都市計画区域**⇒幕別町で、都市計画区域8,210ha(市街化区域786ha、市街化調整区域7,424ha)が指定されています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎**除排雪事業**⇒3町村では、次のとおりとなっています。

		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
<b>出動基準</b>		降雪10cm以上		降雪8cm以上
<b>除排雪手法等</b>	<b>車道(郊外地)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両側路肩に押し分け、除雪</li> <li>・排雪は行わない。</li> </ul>		
	<b>車道(市街地)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両側路肩に押し分け除雪</li> <li>・堆積状況に応じて、雪捨場に排雪(平成15年度実績1回)</li> <li>※幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両側路肩に押し分け除雪</li> <li>・出動毎に雪捨場に排雪(路外への投雪箇所については行わない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両側路肩に押し分け、除雪</li> <li>・出動毎に一時堆積場に排雪(路外への投雪箇所については行わない。)</li> <li>・その後に雪捨場に搬入</li> </ul>
	<b>歩道(郊外地)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線及び主要通学路を除雪し、車道との間に堆積</li> <li>・排雪は行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線及び主要通学路を除雪し、路外に投雪</li> <li>・排雪は行わない。</li> </ul>	該当なし(歩道未設置)
	<b>歩道(市街地)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線及び主要通学路を除雪し、車道との間に投雪</li> <li>・堆積状況に応じて、雪捨場に排雪(平成15年度実績1回)</li> <li>※幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線及び主要通学路は両側、それ以外の路線は片側を除雪し、車道又は路外に投雪</li> <li>・出動毎に雪捨場に排雪(車道投雪分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全路線について、除雪を行い、車道又は路外に投雪</li> <li>・出動毎に一時堆積場に排雪(車道投雪分のみ)</li> <li>・その後に雪捨場に搬入</li> </ul>

〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整します。なお、出動基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合します。〉

# 調整結果報告

協議会で決定された調整方針のうち、「合併時まで調整する」とされた事務事業、及び「合併時に再編する」とされたもので再編の内容が決まっていない事務事業については、調整方針の決定後、担当の分科会及び専門部会で詳細な検討を行い、幹事会でその調整結果が決定され、協議会に報告されます。

◇次の協議項目について、調整結果が報告され、承認されました。

協議項目 10		地方税の取扱い				
決定されている調整方針		個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。				
項	目	現		況		調整結果
		幕別町	更別村	忠類村		
個人町民税の納期（普通徴収）	第1期	6/16～6/30	6/11～6/30	6/1～6/30	6/16～6/30	
	第2期	8/16～8/31	8/11～8/31	8/1～8/31	8/16～8/31	
	第3期	10/16～10/31	10/11～10/31		10/16～10/31	
	第4期	12/1～12/25	12/1～12/20		12/1～12/25	
固定資産税の納期	第1期	6/16～6/30	7/11～7/30	9/1～9/30	6/16～6/30	
	第2期	8/16～8/31	9/11～9/30	11/1～11/30	8/16～8/31	
	第3期	10/16～10/31	11/11～11/30		10/16～10/31	
	第4期	12/1～12/25	1/11～1/31		12/1～12/25	
軽自動車税の納期		6/16～6/30	5/11～5/31	5/1～5/31	6/16～6/30	

協議項目 22-6		国民健康保険事業の取扱い				
決定されている調整方針		国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。				
項	目	現		況		調整結果
		幕別町	更別村	忠類村		
国民健康保険税の納期	第1期	6/16～6/30	8/11～8/31	7/1～7/31	6/16～6/30	
	第2期	8/16～8/31	10/11～10/31	10/1～10/31	7/16～7/31	
	第3期	9/16～9/30	12/1～12/20	12/1～12/25	8/16～8/31	
	第4期	10/16～10/31	2/11～2/28		9/16～9/30	
	第5期	11/16～11/30			10/16～10/31	
	第6期	12/1～12/25			11/16～11/30	
	第7期				12/1～12/25	
	第8期				1/16～1/31	

## ◇質疑応答の要旨◇(その他)

安村副会長～会議の進め方であるが、当初は全会一致が望ましいという確認をしたが、これからも、その考え方で良いのかということである。

今回、地方税の取扱いについて、初めて調整結果報告が出て、また、これから小委員会からも報告が出てくると思うが、この協議会で議論する余地があるのかどうか、どれだけ関与できるかということだと思う。明確にしておかないと、誤解を招くのではないかとということをお願いしたい。

私の村では調整方針が分かりづらいという声が非常に多く出てきている。したがって、限

られた期間内ということであれば、全会一致は非常に難しい部分があり、多数決の原則で決めて行かなければ、あたかも全会一致できたような印象を与えかねない。そのことが、本村にとっては非常に大きな課題であることを申しあげたい。次回の幹事会などで話題提起をしていくので、その中で議論をと思っている。

会長～会議は全会一致を原則とする。ただし、3分の2以上の賛成をもって表決する、と会議規則で謳われており、全会一致でない場合は、その手法で進めていくことになると思っている。

# 小委員会報告

## 第4回地域自治組織等小委員会

◇8月10日に幕別町で開催された小委員会で、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・地域自治組織のあり方について、意見交換を行うとともに、今後の小委員会の進め方、及び次回小委員会において3町村の考え方について審議することを確認

### 合併協議に関する住民説明会を開催

8月20日から29日までの10日間、3町村の住民の皆さんを対象に各町村において、合併協議に関する住民説明会を計13回開催しました。

事務局から、今までに決定した協定項目や、新町将来構想、財政シミュレーションなどについて説明させていただき、参加の皆さんから、多くのご質問やご意見が寄せられました。

各町村での参加者は次のとおりです。

幕別町（7回開催）	146名
更別村（4回開催）	84名
忠類村（2回開催）	46名

### 新町の名称を募集しています！

9月1日(水)から 9月30日(木)まで

※ 詳しくは先に配布の募集ちらしをご覧ください。※  
(役場や公共施設にも備えてあります。)

### 協議会・小委員会の開催予定

#### ◎第10回十勝中央合併協議会

平成16年9月17日(金)

午後2時開会予定 忠類村コミュニティセンター

※協議会・小委員会・幹事会はどなたでも傍聴できます。

※日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。

電話 0155-55-3222

ホームページ

<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>

## 合併協定項目一覧

(平成16年8月27日現在)

- ◎ 調整方針が決定した項目
- 協議中の項目
- △ 小委員会で検討中の項目

◎	1	合併の方式
◎	2	合併の期日
△	3	新町の名称
◎	4	新町の事務所の位置
◎	5	財産及び債務の取扱い
△	6	住民自治充実のための取扱い
△	7	地域審議会の取扱い
△	8	議会議員の定数及び任期の取扱い
◎	9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
◎	10	地方税の取扱い
◎	11	一般職の職員の身分の取扱い
◎	12	特別職の身分の取扱い
	13	一部事務組合等の取扱い
◎	14	条例・規則等の取扱い
△	15	事務組織及び機構の取扱い
◎	16	使用料・手数料等の取扱い
◎	17	公共的団体等の取扱い
◎	18	補助金・交付金等の取扱い
	19	町・字名の区域及び名称等の取扱い
◎	20	慣行の取扱い
	21	消防組織の取扱い
	22	各種事務事業の取扱い
	-1	行政区・町内会の取扱い
◎	-2	防災関係事業の取扱い
◎	-3	広報・広聴事業の取扱い
◎	-4	電算システムの取扱い
◎	-5	交通関係事業の取扱い
◎	-6	国民健康保険事業の取扱い
◎	-7	保健・医療事業の取扱い
○	-8	介護保険事業の取扱い
	-9	環境衛生事業の取扱い
◎	-10	児童福祉事業の取扱い
◎	-11	高齢者福祉事業の取扱い
◎	-12	障害者福祉事業の取扱い
	-13	その他福祉事業の取扱い
◎	-14	農林水産関係事業の取扱い
◎	-15	商工労働観光事業の取扱い
○	-16	建設関係事業の取扱い
	-17	水道関係事業の取扱い
○	-18	下水道関係事業の取扱い
◎	-19	学校教育関係事業の取扱い
◎	-20	社会教育関係事業の取扱い
◎	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
	-22	地域振興事業の取扱い
	-23	その他事業の取扱い
△	23	新町建設計画